

## Reconsidering Calvinist Ethics in the Massachusetts Bay: Robert Keayne, “The Last Will and Testament”(1653)

(マサチューセッツ湾植民地における「カルヴァン主義的倫理」再考：Robert Keayne, “The Last Will and Testament” [1653] を中心に)

Shitsuyo Masui\*

**SUMMARY:** This essay takes up the much-debated theme of the relation between “Calvinist doctrines” and social ethics as seen in the early colonial marketplace in the Massachusetts Bay. It focuses on Keayne’s “Last Will and Testament” along with Winthrop’s *Journal* and analyzes how colonial leaders such as Winthrop and Cotton applied their beliefs in social ethics to the developing market economy in Boston, especially as regards their understanding of the “just price.” Although Bailyn and Valery observe the strict application of the “Calvinist doctrines of social ethics” among the Puritan merchants in the early colonial marketplace, I shall argue that communal ethics based on Biblical Primitivism rather than “Calvinist doctrines” provided important ethical norms as well as a social vision to the first generation colonial leaders, which equipped them to participate in the emerging international market economy, including the transatlantic slave trade.

---

\* 増井 志津代 Professor, Department of English Literature, Sophia University, Tokyo, Japan.

## はじめに

1653年12月28日、ボストンの輸入業者ロバート・キーン (Robert Keayne, 1595-1656) は、同年8月1日に書き始めた37ページにわたる『遺言書』に封印をした。遺言執行者に一人息子のベンジャミンを指名し、妻、息子、孫娘、その他の親族、友人から召使いにあてて財産分与の額を詳しく記した。遺言の対象にはキーンが所有していた黒人奴隷も含まれていた。

- 一. 私が死を迎える時まで、もし共に住んでいるならば三人のニグロ、すなわちニグロのアンゴラに40シリング、ニグロ、リチャードに40シリング、その妻、ニグロ、グレイスに20シリング、私の死後二年間で家畜を増やすように若い雌牛を与える . . . . .
- 一. もし私の死亡時に生存している場合、娘ツイポラに父親であるニグロ、リチャードの遺産を与える。

Item. I give and bequeath to my three negroes if they be living with me at the time of my death, namely to Angola, negro, forty shillings, and to Richard, my negro, forty shillings, and to his wife, Grace, negro, twenty shillings, to be paid to them in some young heifers to raise a stock for them two years after my decease. . . .

Item. I give the negro Richard's legacy to his daughter Zipora if she be alive at my death. <sup>1</sup>

この記録は、キーンが遺言に封印をした1653年の時点で、複数名の奴隷を所有していたことを示す。キーンはまた資産の三分の一をタウンとコモンウェルスに贈与することを決めていた。

しかし、『遺言書』の目的は遺産分与のためだけではなかった。キーンは1639年、「公正価格」(just price)の原則を無視して商品価格を不当に釣り上げたとの理由で訴えられ、敗訴したという過去を持っていた。『遺言書』執筆の大きな目的はこの事件に関する弁明でもある。一代で財をなしたこの裕福なボストン商人は、複数の奴隷を所有し、家族や親族だけでなく公共のために多くの寄付をした。そして晩年、成功者キーンが最も望んでいたのは共同体における自身の名誉の回復であった。

マサチューセッツ湾植民地における「公正価格」による販売の慣行とキーンの裁判については、これまでピューリタン商人と倫理について考察する格好の例として、バーナード・ベイリン、三崎敬之、スティーヴン・イネス、デイヴィッド・ホール、マーク・ヴァレリ等により取り上げられ論じられてきた。貿易商キーンが奴隷保有者で、これについての言及が遺言中なされていることについては、これらの先行研究では特に注目されていない。ベイリンは、厳格な「カルヴァン主義的教義」に基づく社会倫理が、植民地の商人を律したとし、改革主義神学（Reformed theology）の教義と植民地の倫理の関係を強調するが、果たしてこれは具体的にはどのような規範であったのだろうか。本稿ではキーンの『遺言書』を中心に、初期ニューイングランドのピューリタン倫理に再度注目する。

## 1. ニューイングランド会社と「カルヴァン主義的倫理」

17世紀のイングランドによる新大陸進出には一般的に大きく三つの要因が伴った。その第一目的は商業的投資、第二は領地獲得、そして第三が宗教的自由の獲得を目指す移住である。1630年に新大陸移住を開始し、マサチューセッツ湾植民地を建設したニューイングランド会社（The New England Company）は、1607年、ジェイムズ・タウンを建設したロンドンのヴァージニア会社（Virginia Company of London）と同じく、植民地経営を目的とする投資会社である。ロバート・キーンは、「冒険者達」（Adventurers）、つまり初期の投資者のひとりであった。

ニューイングランド会社は1620年代に事業に失敗したドーチェスター会社（Dorchester Company）を土台として1628年に結成された。信仰的目的と経済的目的を併せ持つのは、当時の植民地経営組織には良くあることで、「イエス・キリストの福音を伝えることと、数名の冒険者達の利益」（the propagation of the Gospel of Jesus Christ and the particular good of the several Adventurers）を求めることが進出目的として挙げられている。会社設立時41人の寄付者（subscribers）の内、少なくとも25人は商人であった。また、ジェントリーやブルジョア階級もかなりの人数含まれており、英国教会の浄化——即ち、ピューリタン運動——という共通目的はあるものの、商業的投資による利益追求がもう一つの目的であったのは明らかである。<sup>2</sup> 植民地にお

る利権獲得で、競合する他の会社に対して優位な立場を確保するため、ニューイングランド会社は国王からの勅許状 (royal charter) を得る。この際、名称をマサチューセッツ湾会社 (Massachusetts Bay Company) とし、商人とピューリタンの連合組織が成立したのである。<sup>3</sup>

1850年、アメリカ古文書協会 (American Antiquarian Society) 編纂の紀要 (Transactions) の一冊として加えられた『マサチューセッツ湾会社の記録』 (Records of the Company of the Massachusetts Bay)<sup>4</sup> の序文では、先に挙げた新大陸進出の三要因が単独ではなく相互に関係しあい植民地建設がなされたことが指摘されている。新大陸進出において、宗教的自由を求める移住者は商人による資本提供に頼り、海を渡るための船や資金を獲得する必要があったし、また商人は宗教的な熱意に助けられ計画実行のためのエネルギーを獲得できた。さらに、植民許可を得るためには、王権に近い宮廷人の介助が必要とされ、支配者階級は援助の見返りとして土地所有権を要求した。<sup>5</sup> こうした三要因が交錯してイングランドの新大陸進出は行われたのであるが、マサチューセッツ湾の場合はピューリタンが中心となったため宮廷人の介入は殆どなく、商業的投資目的と宗教的理由を持った人々が主体となった。

『17世紀のニューイングランド商人』 (The New England Merchants in the Seventeenth Century, 1979) の中でバーナード・ベイリンは、移住当時のマサチューセッツ湾会社では商人色よりもピューリタン色の方がはるかに勝っていたとする。勅許状を得た1629年、イングランド本国における政治情勢の急変の中で、商業的な利潤追求を求める人々よりも、宗教的理由からイングランド脱出を願うピューリタン色の強いメンバーの声が優勢となり、移住においては牧師のヒュー・ピーター (Hugh Peter, 1598-1660) やジョン・ダヴェンポート (John Davenport, 1597-1670)、ジェントルマン階級のジョン・ウィンスロップ (John Winthrop, 1588-1649)、トマス・ダドレー (Thomas Dudley, 1576-1653) が中心となっていったのである。同年10月にはウィンスロップが総督に選ばれ、会社の中心は商人ではなく「イングランドの小規模ジェントリー階級内部の熱心な信仰的少数派」 (an intensely religious minority within the lesser English gentry) のピューリタンとなっていたのだとベイリンは説明する。<sup>6</sup> このため、ニューイングランドのピューリタン商人はことさら、「カルヴァン主義的教義」、すなわちスイスで開始した改革主義プロテスタントイズムに影響された倫理を商業的実践において徹底するのが特徴となったとベイリンは論じる

のである。

マサチューセッツ湾植民地においては、商品売買における「公正価格」(just price)の設定や金銭貸与についても細かい注意が払われた。ベイリンは「社会倫理に関するカルヴァン主義的教義が、これほど完全に適用された場所はどこにもなかった。ジュネーヴ、スコットランド、そしてオランダで、理論は常にカルヴァン主義浸透以前の実践によりある程度制限されてきた。ニューイングランドにおいて、教義は実践に対して字義通り先行した」(Nowhere else did Calvinist doctrines of social ethics find such full application. In Geneva, Scotland, and the Netherlands theory had always to be qualified to some extent by pre-Calvinist practices. In New England, doctrine literally preceded practice)と結論づける。<sup>7</sup>

しかしながら、拡大していくイギリス帝国の商業システムの中で次第に経済的に主要な役割を担うようになるマサチューセッツ湾植民地が、建設当初の改革主義的特質をどのように保持し続けたかについてはさらに検証する必要がある。ニューイングランドは衰退していくスペインに代わり、フランスと共にカリブ海地域の利権を獲得していく大英帝国の一部であり、セーレム、ボストン、チャールスタウンの港は、大西洋世界の経済的変容に対応しながら交易により大きな利潤を得るようになる。ヨーロッパ、アフリカ、カリブ諸島を含むアメリカ植民地における商品、奴隷、原材料を商う三角貿易に参加することで、ニューイングランドの商業的繁栄はもたらされたのである。<sup>8</sup>このような商業的躍進のなか、「カルヴァン主義的教義」に基づく倫理と実践はどのような展開をみせたのであろうか。

大西洋世界の変容に着目しつつ、ピューリタン商人の変化を論じたベイリン以降の主要な研究として、マーク・ヴァレリによる『天からの商品』(*Heavenly Merchandize: How Religion Shaped Commerce in Puritan America*, 2010)が挙げられる。ヴァレリは17世紀から18世紀の独立革命直前までに、ピューリタン商人が世代交代を重ねる内に遂げていった変化に注目している。第一世代商人ロバート・キーン、第二世代ジョン・ハル(John Hull, 1624-1683)、第三世代サミュエル・シュアール(Samuel Sewall, 1652-1730)、第四世代ヒュー・ホール(Hugh Hall, 1693-1773)をそれぞれ取り上げ、各時代におけるピューリタン商人像の変容が論じられている。時代に応じた変容という論旨には説得力があり、ヴァレリの研究はそれぞれの時代性を的確に捉えて明解ではあるが、ベイリンが指摘したカルヴァン主義的特徴がどこまで継

承されていったのかについての議論には乏しい。特にマサチューセッツ湾植民地の特質であった「カルヴァン主義的倫理」に本質的な変化があったのか否かについては特には論じられていない。

さらにベイリンの議論にしてもジュネーヴ、スコットランド、オランダのカルヴァン主義よりもさらに厳格なカルヴァン主義が商人達を律したというが、カルヴァン主義という言葉自体が曖昧であり「社会倫理に関するカルヴァン主義的教義」とはいったい何を意味するのか具体的に説明されているわけではない。

そこで本稿では、ベイリン、ヴァレリの先行研究を踏まえつつ、ベイリンが主張するニューイングランド商人に要求された「カルヴァン主義的倫理」とは具体的に何であったのか、即ち、改革主義プロテスタントイズムのどのような特色がニューイングランド・ピューリタンに継承されたのか、キーンを手がかりに探りたい。

## 2. 「公正価格」を巡る裁判

1639年11月9日、マサチューセッツ湾植民地総督ジョン・ウィンスロップはその『日誌』(*Winthrop's Journal*)に、「ボストンで店を開いていたロバート・キーン氏」(Mr. Robert Keayne, who kept a shop in Boston)が、「外国商品販売においてこの地域で抑圧的な方法を用いたために大きな不興を招いた」(great complaint was made of the oppression used in the country in sale of foreign commodities)と記した。ボタンや釘等、キーンはロンドンから仕入れた商品を通常価格よりも高く高い「公正価格」(just price)を逸脱した利益を得ていると糾弾されたのである。<sup>9</sup>

「公正価格」の適用に関しては、E. P. トンプソンによるモラル・エコノミーの研究により、18世紀においてもイングランドの地方共同体で農夫と直接取引を行う商人との間で実践されていた方法として研究者間で広く認識されるようになった。<sup>10</sup> しかしキーンは輸入業者であり、本件では17世紀前半、英植民地の港湾都市における商取引が問題となり、トンプソンの事例のような生産者に注目したモラル・エコノミー論は適用できない。むしろ価格と市場との関係が問題となる。この事件は、需要と供給の関係から儲け率を判断した商人が、市場の価格操作を行い、利益率を増したことが、商品の販売は「公正価格」によるというキリスト者共同体の倫理を侵犯するものとして問題視さ

れたのだと通常理解される。審問の結果、キーンは植民地総会議の命令を受けて 100 ポンドの罰金を払うように命じられた。

キーンは信仰の自由を求めて移住した初期入植者で、社会の指導的立場にあり教会の会員であったため、法的な制裁の後「ボストン教会もまた尋問のために彼を召還する」(the church of Boston called him also in question) ことになった。<sup>11</sup> そこで彼は「涙を流して、自身の心が貪欲で墮落していることを認めて嘆いた」(with tears, acknowledge and bewail his covetous and corrupt heart) とウインスロップは記している。キーンの所属するボストン第一教会牧師のジョン・コットン (John Cotton, 1585-1652) は、その後さらに、レクチャーの日にこの問題を取り上げ、「偽りの原則の間違いを明らかにする」(to lay open the error of such false principles) ことになった。<sup>12</sup> 教会では破門 (excommunication) まで持ち出されたが、キーンが侵したのは「良心に対する罪」(sins against his conscience) ではなく、「偽りの原則に導かれたことから生じた判断の間違い」(error in his judgment, being led by false principles) で、今回の事件を除けば「人々のもてなしにおいても教会での交わりその他においても寛大な人物」(he is otherwise liberal, as in his hospitality, and in church communion, etc.) だということで、「訓戒」(admonition) のみに止められた。<sup>13</sup>

キーンは、植民地で成功した商人のひとりで、アンティノミアン論争 (Antinomian Controversy) <sup>14</sup> でも正統主義にとどまり、またコットン等、ピューリタン牧師の説教を熱心にノートに取り続けた第一教会の会員であった。そうした彼にとり、この裁判結果は生涯に渡り納得できないものとなった。そのため、裁判から 10 年以上を経ても、『遺言書』の中で再びこの一件を蒸し返すに至ったのである。

..... この地でそして他の場所でも、私が不正な取引を行い、他の人々をだまして自分の財産を得たかのような申し立てや悪意に満ちた報告が多くあったことはよく自覚している。

... I am not ignorant that formerly there hath been many clamors and evil reports raised up against me here and elsewhere as if I had got my estate by unjust dealing and wronging of others. <sup>15</sup>

と、訴訟は自分の成功に反感を抱く人々が「悪意」から申し立てたものとの持論を繰り返す。

実際のところボストンの公的な経済と商業の発展へのキーンの貢献

は大きく、『遺言書』の中でもそれを振り返っている。その一例として、ボストン最初の商業用タウン・ハウスの建設が挙げられる。

ボストンの町には便利だけでなく高い利益をあげ有用な [二つの] 公的に重要なものが欠如していると長い間熟考していた。市場と水道設備である。

I have long thought and considered of the want of [two] necessary things of public concernment which may not be only commodious but very profitable and useful for the town of Boston: a market place and a conduit. <sup>16</sup>

こうしたキーンの発案により、やがて産物や商品を持って地方からやってくる商人の滞在と取引のために植民地最初のタウン・ハウスが建築される。これはボストンと周辺地域とを結ぶネットワークの中心となる「市場」(market place) を提供し、多くの人々を利することになった。<sup>17</sup>

私的利益の追求だけでなく、タウンの商業的発展の為に公的な努力を続けてきたとの自覚を持つキーンにとり、価格を釣り上げたと咎められた傷は大きく、『遺言書』の中では裁判の不当性を切々と訴えている。

..... ふさわしい時がくれば、私と彼ら、裁いた者と裁かれた者が一つの玉座の前に裸で立つことになる。そこでは誰にせよ、人間の力を越えた偉大な裁判官にしてより高い裁きの座におられる方の御前で、全ての判決とそこにいたる成り行きが再び審問に付される..... そこでは抑圧され誤った裁きをされた者のつぶやきが聞かれ、嫉妬、疑わしい報告、ねたみと偏見に満ちた者達が他の人々を巻き込んでいくのではなく、偏見あるいはえこひいきによるのでもなく、事件の本質が明らかとなり、正しい裁きがなされるだろう。

... for the time will come when I and they, the judges and judged, shall stand naked before one throne, where there will be no respect of persons, when all sentences and the causes of them will be called over again before a greater judge and a higher tribunal than man's can be, ... where the sighs of the oppressed and wronged will be heard and a righteous sentence shall pass not according to jealousies, suspicious



reports, and the clamors of envious and prejudiced persons incensed and stirring up others to join therein, but as the true nature of the case stands, without prejudice or partiality.<sup>18</sup>

このように自分の正当性を訴え、死後に誰もが等しく対面する神の前での裁きに全てを委ねるとするほど、キーンは執拗に裁判結果の不当性を主張し続けた。

彼は自分が価格を釣り上げたと訴えられたのは、単なる帳簿上の価格の修正ミスによるものだと、次のように断言する。

このことに関しては罪の悔い改め、あるいは告白もする必要はない、これがあらゆる公平性に反して利用され人々の信用を落としたというのでなければ。しかし、もしこのことで教会を 20 回追い出されるとしても、私が（他の誰よりも良く）無実だとわかっていることについて、誰かを満足させるために自分が罪を犯したと認めるよりは、同じことを選ぶだろう……。

Here I had no cause of penitency or confession of guilt [unless] it was for having been so used and reproached about them against all equity. But if they should have cast me out of the church 20 times for this I should have chosen it rather than to have confessed myself guilty for [anyone's] satisfaction wherein I knew myself (better than any else did) to be innocent. . . .<sup>19</sup>

注目されるのは、第一に「教会を 20 回追い出されるとしても…… 自分が罪を犯したと認める」ことをしないと語り「公正価格」より高く売ったことについての反省があまりないような表現、第二に、悔い改めの必要があるとしたら、それは植民地における「公平性」(equity) に反していた場合だと述べている点である。

キーンはさらに、『遺言書』中、商売上の競争者には激しい対決姿勢を取るものの、ウィンスロップをはじめとする植民地指導者層への直接的批判は全くしていない。それどころか、総督ウィンスロップがかつては自分を批判したものの、その死の直前、ジョン・コットン牧師やジョン・ウィルソン牧師 (John Wilson, c.1591-1667)、そして他の長老達がいる場所で、「あの件は再度審議する必要がある」(it was needful and just to consider of that act again) と語ったとも記している。<sup>20</sup> つまり、キーンは、晩年のウィンスロップが、商人が「市場価格」(market

price) の操作により利益を得ることを承認していたと理解していたのである。

こうしたキーンの弁明を評して、ベイリンは「ニューイングランド・ピューリタンのカルヴァン主義は、新しい『資本主義の精神』ではなく、敬虔な商人がその人生における微妙な緊張関係の均衡を保つのに役立った」(Calvinism in its New England Puritan form accounts not for a new “spirit of capitalism” but rather for a delicate balance of tensions in the life of the pious merchants) とする。そして「その均衡は中世的な商取引の倫理と共にプロテスタント的な世俗における禁欲主義により保たれるものであった」(a balance as heavily weighted with medieval business ethics as with Protestant worldly asceticism) と説明する。さらに、「資本主義的社会の成長は、このピューリタンの均衡を存続させるのではなく、崩壊させることになった」(The growth of capitalistic society involved not the perpetuation but the destruction of this Puritan balance) と結論づけている。<sup>21</sup>

カルヴィニズムの影響を強調するベイリンに対してヴァレリは、キーンはニューイングランド移住以前、ロンドンでマーチャント・テイラーズ・カンパニー (Merchant Taylors' Company) <sup>22</sup> に結集した商人集団の人文主義的自由な文化の影響を強く受けていたとする。ピューリタンの影響を受けて移住し、ウインスロップ、コットンが代表する当時の厳格な正統主義ピューリタニズムの価値観を受け入れたものの、キーンはかつて慣れ親しんだロンドン商人の価値観を保ち続け、ニューイングランドに渡ってからはピューリタンの価値観との間で生涯揺れ動いていたのだとヴァレリは説明する。そのため、ウインスロップ等が代表する「カルヴァン主義の言説はキーンとその仲間の道徳的世界の中では緊張を産み出すことになった」(Calvinist discourse produced tension in the moral world of Keayne and his associates) のだという。<sup>23</sup> しかしながら、キーンの時代のニューイングランドでは「カルヴァン主義的倫理」が優勢で、結局はその求めるところに自身を合わせて行かざるを得なかったという結論は、ベイリンと似た見解となっている。

ヴァレリの分析はキーンの生涯を見る時、あまり説得力を持たない。『遺言書』を見ると、最終的に彼が信頼し続けたのは、ロンドンやボストンの商人仲間というよりもウインスロップやコットンで、遺言執行者である息子の後見人として様々な処理を託したのは後に総督となるサイモン・ブラッドストリート (Simon Bradstreet, 1604-1697)、

第一教会牧師で義兄弟であるジョン・ウィルソン、エドワード・ウィンズロー (Edward Winslow, 1595-1655)、ジョン・ノートン (John Norton, 1606-1663) 等、植民地の主要な為政者や牧師であった。<sup>24</sup> また息子に対してはもちろん将来イングランドに帰還することも可能だが、できるならば父親の築いた資産を売り払うことなく引き続きニューイングランドに残り、ボストン第一教会で信仰生活を全うしてほしいと記している。

### 3. キーンの事例と共同体倫理

ベイリンとヴァレリによるキーンの倫理観についての分析を踏まえた上で、それでは、キーンが受容したとされる「カルヴァン主義的倫理」、それも「ジュネーヴ、スコットランド、オランダ」といった同じくカルヴァン主義的土壤を持つ場所よりも厳しく解釈されたというニューイングランド・ピューリタンの「カルヴァン主義的倫理」とはどのような性質のものなのか、初期ピューリタン共同体建設について記録したウィンスロップの『日誌』を基に振り返っておきたい。

『日誌』では、キーン事件に関する記録の直前、1639年9月17日に、マウント・ウーラストン (Mount Woollaston、現在のクインシーの一部) 共同体建設に関する記述がある。

マウント・ウーラストンは以前ボストンに隣接していた。貧しい人の多くがそこで土地を与えられた為、その土地を用いることができず、所有者達は引き続きボストンに住んでいた。彼らはタウンに対しまず牧師を派遣し、それから教会を集めるようにさせてほしいと願い出た。タウンは結局 (簡単な合議を経て) 訴えを受け入れた。これにより、今日のように通常の形で教会が集まることとなり、非常に寛大で、誠実なトムソン氏と、同じく敬虔なプリント氏を自分たちの牧師として選んだのだった。

Mount Woollaston had been formerly laid to Boston; but many poor men having lots assigned them there, and not able to use those lands and dwell still in Boston, they petitioned the town first to have a minister there, and after to have leave to gather a church there, which the town at length (upon some small composition) gave way unto. So, chose one

Mr. Tomson, a very gracious, sincere man, and Mr. Flint, a godly man also, their ministers.<sup>25</sup>

このように、1639年のマサチューセッツ湾植民地は、ボストンに隣接する地域に共同体が形成されたり、また新しい共同体が加入したりと、未だ建設途上にあった。植民地における新しい共同体は、まず人々が集まり教会を形成し、牧師を選任して初めて成立した。マサチューセッツで採用されたCongregational・ウェイでは、教会は共同体の要であり、牧師は会衆の要請により任命され指導的立場に就く。入植者は会員として教会契約に参入することで共同体構成員となっていく。マウント・ウーラストンの例のように人々が集まり教会を建設し、牧師を招聘することが、すなわち共同体形成を意味したのである。

教会を中心とする共同体では、ウィンスロップの説教『キリスト教的慈愛のひな形』（“Christian Charity, A Model Hereof,” 1630）で取り上げられた「慈愛」（charity）の実践が奨められた。ウィンスロップは最初の移住者達に向けて、新しい共同体においては社会生活の基本として「福音の法」、具体的には二つのことが要求されると語った。

..... 第一に、他人のあらゆる欠乏や困窮に対して、だれもが助けを与えること。第二に、われらの救い主の例にならって、自分の幸福を得るための配慮と同様の配慮をもってこれを行うことである。「何事でも人々からしてほしいと望むことは、人々にもそのとおりせよ」（「マタイ伝」7章12節）。これは、アブラハムやロトが天使をもてなしたとき、そしてギベアの老人によって実際に行われたのである（「創世記」18、19章）。

... first that every man afford his help to another in every want of distress. Secondly, that he perform this out of the same affection, which makes him careful of his own good according to that of our Savior Matt. [7:12], Whatsoever ye would that men should do to you. This was practiced by Abraham and Lot in entertaining the angels and the old man of Gibeon [Gen. 18-19].<sup>26</sup>

このように、お互いに対して「慈愛」（charity）を示し、「相互扶助」（mutuality）、「正義」（righteousness）を実践することが要とされたが、ディヴィッド・ホールはさらに「公平性」（equity）<sup>27</sup>の重要性を挙げる。ホールによると「公平性」は、入植者たちの社会生活にお

ける正義と公平さに対する期待の高さを示す概念であったという。<sup>28</sup> また、セオドア・ボウズマンも、ピューリタンが倫理実践の基準としたモーセの律法の中心として「公平性」を挙げている。<sup>29</sup> すなわち、初期ニューイングランドにおいては、教会契約に参入した人々——ピューリタンが「聖徒」(saints)と呼ぶ人々——には共同体における「公平性」を倫理の基本とすることが求められたのである。

こうした「公平性」の実践が共同体の倫理規範となっていたことを念頭にキーンの裁判を振り返ると、ウインスロップやコットンは、キーンがまさしくこの規範を侵犯していたと判断していたことが明らかになる。こうした倫理規範は、イングランド社会における社会生活とは異なる。ウインスロップは、「イングランドで行われているのと同じ強欲なやり方」(the like covetous practice in England) が、植民地議会の代表達によるキーン批判につながったものとして事件の経緯を説明した上で、次のように述べる。

取り巻かれた特別な状況を考えるとこれは大変な悪行だった。

1. 彼は長きにわたって福音信仰を告白してきた。2. 重要な役割を担う人物である。3. 裕福で子供が一人しかいない。4. 良心を保つため、そしてこの地における福音の前進のために移住した。5. 以前から個人的な友人やまた為政者や長老達に指導され、奨励を受け、改革の推進を約束してきた。まだ生まれただばかりにある教会と共同体の成員であり、世界中の他のあらゆる教会や政治体に好奇の目を持って観察されている。

And sure the course was very evil, especial circumstances considered:

1. He being an ancient professor of the gospel: 2. A man of eminent parts: 3. Wealthy, and having but one child: 4. Having come over for conscience' sake, and for the advancement of the gospel here: 5. Having been formerly dealt with and admonished, both by private friends and also by some of the magistrates and elders, and having promised reformation; being a member of a church and commonwealth now in their infancy, and under the curious observation of all churches and civil states in the world.<sup>30</sup>

このように、ウインスロップ等がこの一件を大きく取り上げたのは、すなわちキーンが明確な決意を持って教会契約に参入した壁の内側にいる「聖徒」であるとの理解に基づく。ピューリタン倫理の適用は、

教会契約への参与を明らかにした者に対してなされ、共同体構成員にはお互いを一つの身体で結ばれた者として「慈愛」に基づき「公平性」を規範とすることが求められる。「まだ生まれたばかりの教会と共同体の成員」である同じ契約に参入した仲間を憤らせるほどの利益を得ることは、まさしくこの共同体倫理に反するものだと判断されたのだと思われる。

それでは、市場の状況に応じて売り手が販売価格を調整することに関して、ウインスロップはどのような見解を持っていたのだろうか。1639年当時のウインスロップの『日誌』を見ると、キーンの商取引に対しては一定の理解を示していたことがわかる。事件に関して「殆どの執政官は、…… 譴責においてもっと緩やかであることもあり得た」([M]ost of the magistrates . . . would have been more moderate in their censure) とし、その理由をいくつか挙げている。第一に交易における利益率を限定する法律がないこと、第二に「なぜならば、あらゆる国々において、商品価格を上げて利益を獲得することは通常行われている」(Because it is the common practice in all countries, for men to make use of advantages for raising the prices of their commodities)。第三に、こうした過ちを犯しているのは彼だけではない、第四に、「なぜならば、この地域全体ですべての人は、家畜、とうもろこしの販売、労働その他における価格つりあげの責めを負う」(Because all men through the country, in sale of cattle, corn, labor, etc., were guilty of the like excess in prices)。第五としては、買い手と売り手に関する規定が未だないこと、最後に神の律法において「二倍の償い」(double restitution)、あるいは犯罪者が真の悔い改めをした場合は、元本の半分を付け加えるべきといったことしか規定されていない。<sup>31</sup>

このように、ウインスロップは市場の状況に応じて、価格調整がなされ売り手が利益を得ることに関しては、あり得ることとの理解を持っていたことがわかる。

それでは、神学者として当時最も影響力のあったジョン・コットンはどのような見解を示したのだろうか。事件を踏まえてなされたコットンの奨励には、教会契約の内側にある商人達が守るべき具体的基準が四点挙げられている。

1. 時価より高く物を売ってはならない。つまり、その時と場所によって普通とされる値段で、他の者（その商品の価値を知っている者）が、もしそれを用いる機会

- があったならばそれに対して払う価格である。公平に取るので、共通価格とも呼ばれる。
2. 自分の商品を失敗等により失った場合、それを自分の過ちあるいは十字架として見なすべきで、他の人に負わせてはならない。
  3. 海難事故等で商品を失った場合、それは摂理により課された損失なので、他の人に負わせて埋め合わせてはならない。……しかし、商品が希少な場所では、その価格を上げて良い。何故ならば、いまや商品の上に神の御手があり、人ではないからである。
  4. 売値以上で自分の商品を売ってはならない。エフロンがアブラハムにしたように、土地の値段はここまでと決まっているのだから。
1. A man may not sell above the current price, i.e., such a price as is usual in the time and place, and as another (who knows the worth of the commodity) would give for it, if he had occasion to use it; as that is called current money, which even man will take, etc.
  2. When a man loseth in his commodity for want of skill, etc., he must look at it as his own fault or cross, and therefore must not lay it upon another.
  3. Where a man loseth by casualty of sea, or, etc., it is a loss cast upon himself by providence, and he may not ease himself of it by casting it upon another . . . ; but where there is a scarcity of the commodity, there men may raise their price; for now it is a hand of God upon the commodity, and not the person.
  4. A man may not ask any more for his commodity than his selling price, as Ephron to Abraham, the land is worth thus much.<sup>32</sup>

以上のようにコットンは第一項で、「時価」(current price)を「その時と場所によって普通とされる値段」としている。また、第三項では、「商品が希少な場所で」商人が値段を通常より高くする可能性があるとする。すなわち、当時のニューイングランドにおける「公正価格」は「時価」であり、時と場所に応じて、商人がその値段を上げる可能性があることが言及されている。コットンは、トマス・アクィナス(Thomas

Aquinas, 1225-1274) が定義した「公正価格」に生産者の労働だけでなく市場の働きを考慮するスコラの解釈を共有し、市場における「正常競争価格」を「公正価格」と判断していることがわかる。<sup>33</sup> コットンが問題としたキーンの過ちは、商人として儲けを得たということよりも、その行為が共同体の一部を憤らせるという結果を招いたことにあるのだと考えられる。

この点に関しては、スティーヴン・イネスの研究が参考になる。イネスは、「中世ヨーロッパ、そして17世紀ピューリタン共に、経済取引における主要な倫理問題は、利益幅に関するのではなく、詐欺や市場操作に関することであった」(The main ethical issue in the economic dealings of medieval Europeans and seventeenth-century Puritans alike related to issues of fraud and market manipulation, not profit margins) とする。<sup>34</sup> イネスは、キーン事件以前からニューイングランドでは経済的自由の理念が共有されており、キーンが標的となったのはその儲け率が桁外れて大きかったためだろうと推測する。即ち、ボストンは当時の交易の中心であり、そこで最有力の商人であったキーンに大きな富の集中が生じたためスケープゴートにされたというのである。そして、この事件に関するイネスの結論は、モラル・エコノミーの概念が支配的な植民地で、価格幅の調整により短期間で富を築いたキーンに対し、「資本主義の衝撃」(capitalist shock) に曝された人々が過剰反応し、大きな憤懣を爆発させたのだとする。<sup>35</sup>

ウインスロップ、コットンといった植民地の指導者層は、市場の働きと価格の変動について充分理解していたと思われる。一方では植民地の経済的成功にキーンのような商人の働きが必要なことを認識しながら、しかし共同体の協調と公的倫理の尊重を優先したのであろう。ウインスロップは、植民地建設着手にあたりキリストの身体としての共同体形成を『キリスト教的慈愛のひな形』の中で宣言したが、ピューリタンの教会契約に意志をもって参入したキーンには、この身体の一器官であることを再認識するよう求めたのであろう。同じ契約のもとにある共同体の人々に不満や猜疑心を抱かせる形で利益を得たことが、なによりも問題とされたのだと思われる。

このように見るとキーンに要求された「カルヴァン主義的倫理」とは、かなり特定のニューイングランド・ピューリタン共同体内の教会契約を基にした倫理であり、例えばロンドンの商人といった共同体外部の人々の商取引にまで適用されているものではないことは明らかである。また、ニューイングランド・ピューリタン共同体における「公



正価格」には「市場価格」の理念が含まれており、需要と供給に応じて商人が価格の調整を行うこと自体は、その時と場所によって適切な動きであれば受け入れられていたと考えられる。

1639年の裁判以外にも、キーンは雌豚を巡る未亡人からの訴訟、泥酔についての訴訟と、記録されているだけで合計三件の訴えを受けている。決して模範的なピューリタンとは言えないのだが、それでも彼の遺書には、ピューリタン共同体の内部に自身が意志を持って参入したことが明記され、『遺言書』の冒頭部は信仰告白の形になっている。

まずなによりも、私の大切な魂を全能の神の御手に委ねる。粗暴な獣のような者とされる可能性があったにもかかわらず、私に魂を与えて下さったばかりでなく、最愛の父であり憐れみ深い救い主はご自身の御子であられる優しいイエスの血潮により、私が自らの原罪により犯してしまった過失ゆえに陥っていた惨めさと破滅の淵から贖ってくださった。

First and before all things, I commend and commit my precious soul into the hands of Almighty God, who not only as a loving creator hath given it unto me when He might have made me a brute beast, but also as a most loving father and merciful savior hath redeemed it with the precious blood of His own dear son and my sweet Jesus from that gulf of misery and ruin that I by original sin and actual transgressions had plunged it into.<sup>36</sup>

さらに、自身の生涯が神の憐れみに対して足りないものであったとの告白をしつつ、義認（justification）を意識しながら聖なる生活を目指してきたのだと弁明する。良き業は「義認の良き実であり証拠である」（They are good fruits and evidences of justification）との判断を明記し、「聖化」（sanctification）の実としての善行を強調する。キーンはこのように良き業を「義認の良き実であり証拠である」と告白することで、商人の多くが同調していったアン・ハチンソン（Anne Hutchinson, 1591-1643）を中心とするアンティノミアン（反律法主義者）と、神学的に明確な一線を画したのだと思われる。<sup>37</sup>

ヴァレリによると当時の商人の多くは反体制的で、信仰的にはピューリタン過激派に相当し、マサチューセッツでは「アンティノミアン」、イングランドでは「アンティノミアン、ファミリスト、シーカーズ、そして再洗礼派」（Antinomians, Familists, Seekers, and

Anabaptists) であった。もちろん、ウインスロップの親族をはじめとする正統派の人々も商業を営んでいたのが概には言い切れないものの、ハチンソン一族、ピーター・オリヴァー (Peter Oliver)、ジョン・コググシャル (John Coggeshall)、ウィリアム・コディントン (William Coddington)、ウィリアム・アスペンウェル (William Aspinwell)、ウィリアム・ブレントン (William Brenton) といった人々がアン・ハチンソンを支持した時も、キーンはボストン第一教会から離反することはなかった。<sup>38</sup>

ニューイングランドの政治と教会についてキーンは次のように語る。

私たちの政府と教会は共に失敗はあるが……、しかし神が私たちの内に建て上げてくださったイエス・キリストの教会と政府の方針に誠実に従い、神が祝福してくださることを疑うことなく、その内で喜び、その為に祈る。

And though there may be failings both in our civil government and churches . . . , yet I do unfeignedly approve of the way of the churches of Jesus Christ and the civil government that God hath here set up amongst us, and rejoice therein, as a way that both I pray for and doubt not but God will bless.<sup>39</sup>

このように遺言には、生涯にわたる教会・社会共同体への忠誠心が明示されている。

キーンによる『遺言書』の冒頭部には、信仰告白の次に自分の埋葬の仕方についての指示が記されている。キーンは民兵組織 (Ancient and Honorable Artillery Company of Massachusetts) の創立に関わったことを誇りとし、「兵士として軍の方式で埋葬してもらいたい」 (I shall desire to be buried as a soldier in a military way) と希望する。<sup>40</sup> キーンが語る自身の生涯は、ニューイングランドで教会の会員としてその基礎作りに貢献した自負心、そして民兵組織を作ることにより共同体の防衛のために働いたという植民地への強い帰属意識の告白となっている。

#### 4. 「聖書的原初主義」とマサチューセッツ湾の法制度

このように見てくると、ニューイングランド・ピューリタン倫理とは、信仰告白に基づき共同体に参入した者が、契約の民として同じ共同体に属する人々と「慈愛」で結ばれ、「公平性」を実践の規範とするという公共倫理的色彩の強いものであることがわかる。ここで拠りどころとなるのは新旧両約聖書である。ベイリンは、「社会倫理に関するカルヴァン主義的教義」(Calvinist doctrines of social ethics)の働きを主張する。しかし、より正確に言うならば、改革派における聖書主義が基本となっていたのだと説明できるだろう。

ニューイングランド共同体の倫理基準は聖書に規範が直接求められ、また聖書解釈はコットンやウィンスロップの言動に見られるように、かなり字義的で直裁的な「聖書的原初主義」(Biblical Primitivism)を反映している。ウィンスロップ等、初期の指導者達が目指したのは旧約のイスラエルや新約聖書中の初代教会に模範を求めた原初的な共同体であった。複数回訴訟を起こされたキーンは決して模範的なピューリタンとはいえない。しかし、それでも共同体において社会的成功者の生涯を送ったキーンの例を見ると、逆に共同体秩序を極端に乱さない限りはさほど厳しい個人的な行動規範が要求される社会ではなかったのではないかと推測できるのである。

ボウズマンは、「聖書的原初主義」こそが、改革主義の社会構成における基本であると論じる。そして、プロテスタントの中でも特に改革主義の政治理論で「聖書的原初主義」が強調されたのは、その社会ビジョンにおいて市民の道德改革が何よりも重要だと見なされたからだとする。たとえばマルティン・ルターの二王国論では、教会と国家は二分割され、救済は義とされた少数の信仰者による霊的な王国(教会)でのみ達成される。しかし、スイス、南ドイツ、イングランド、そしてオランダ改革派の社会建設ビジョンは一元的で、より広範な世俗社会への影響と道德的改革(moral reformation)が目指される。このための道德規範を提供するのがモーセの律法であり、旧約聖書の「申命記」を規範とした法整備が目指されたというのである。マサチューセッツ湾では、こうした改革主義的社会構成の理想がコットンやウィンスロップにより採用されて、やがて植民地の二つの法体系に反映されたことをボウズマンは主張する。<sup>41</sup>

それでは、「王権神授説」を唱えたチャールズ一世(Charles I, 1600-1649)の治世下、どのようにして本国イングランドの法規制の制御

を受けずに、改革派的な聖書主義に基づく「敬虔な共同体」(a godly community)建設が可能となったのだろうか。法制度史研究家リチャード・ロスが、マサチューセッツ湾植民地における法律条項制定の基準は聖書にあり、選挙人を教会契約の下にある教会構成員とするなど、独特な特徴を持たせることができた要因は、植民建設が「会社(法人)」(corporation)によるものとみなされたからであると説明する。1628年の勅許状では「総督およびマサチューセッツ湾会社」(Governor and Company of the Massachusetts Bay)や「法人」(body corporate)という表現が繰り返し用いられ、イングランド王に忠誠を尽くすとしながら「完全な自治」(absolute power of government)を獲得して、独特なピューリタン神学と社会思想に基づく法体系を整備することができたのだとロスは論じる。<sup>42</sup>

確かに1628年の勅許状を見ると、マサチューセッツ湾会社はイングランド国王とその法の支配下にありながら、かなりの割合で独自の「法律や条例を会社の福利のために」(for the good and welfare of the saide Company)制定することが許されていたことがわかる。<sup>43</sup> こうして、1641年制定されたマサチューセッツ湾最初の法律「自由集成」(“Code of Fundamentals, or Body of Liberties of the Massachusetts Colony in New England”),続いて1648年に出された「一般法典」(“The General Laws and Liberties”)では、当時のイングランドの法律に沿いながら、植民地の裁量による法整備が可能となったのだと理解できる。

以上から、ベイリンが主張するマサチューセッツ湾植民地の商人であるキーンを律した「カルヴァン主義的倫理」とは、改革主義神学が目指す社会改革ヴィジョンを支える、独特な「聖書主義」(Biblicism)、さらに「聖書的原初主義」に基づく、モーセの律法を中核とした倫理規範であったと説明できるであろう。

## 5. キーンと奴隷保有

「聖書的原初主義」の適用はマサチューセッツ湾における奴隷保有にもみられる。本稿の冒頭に記したように、キーンの遺産相続人には彼が保有したアフリカ系の奴隷も含まれていた。

ジョージ・H・モアの研究によると、奴隷に関する英国領アメリカ植民地最初の法律は、ヴァージニアではなく、1641年制定の「自由集成」中にある。条文の見出しは「外国人と異邦人の自由」(Liberties

of Forreigners and Strangers) となっていて、「91. 正義のための戦いで法的に捕虜とされるか、自らの意志によって自分を売るか我々に売られた異邦人を除いて、奴隷、農奴あるいは捕虜が存在してはならない」(91. There shall never be any bond slaverie, villinage or captivitie amongst us unles it be lawfull captives taken in just warres, and such strangers as willingly selle themselves or are sold to us) と記されている。<sup>44</sup> これを適用すると、奴隷とは (1) 戦争で捕虜とされたインディアン奴隷、(2) 購入あるいは交換された「異邦人」である黒人奴隷、(3) 罰として奴隷にされた犯罪人の三つに区分される。<sup>45</sup>

91 条はさらに「これらの者達は神がイスラエルの間でこうした人々に対して道徳的に対応するように定められた律法により、自由を保持し、キリスト者的な扱いがなされるべきである」(And these shall have all the liberties and Christian usages which the law of God established in Israel concerning such persons doeth morally require) と続く。<sup>46</sup> すなわち、ユダヤ人が異邦人や奴隷に対して用いた扱いが旧約聖書に基づいて適用されることになったのである。

また、ロレンゾ・グリーンによるとニューイングランドの黒人奴隷は法的に「財産」(property) であったが、ピューリタンの聖書共同体建設ヴィジョンの下、奴隷制度は旧約聖書を適用した「家父長的温情主義」(paternalism) の強いものとなった。旧約聖書中、ユダヤ人奴隷は「召使い」(servants) で、モーセの律法の保護下にあるとみなされたが、<sup>47</sup> ここにおいても「聖書的原初主義」が作用していたと考えられる。

本稿冒頭で引用したように、キーン所有の奴隷アンゴラとリチャードは遺産相続人に含まれてそれぞれ 40 シリング、リチャードの妻グレイスには 20 シリングが与えられている。また、リチャードが死んだ場合、娘ツイポラが父親リチャードの財産を相続するように別項が付されている。メリнда・L・サンボーンの研究によると、アンゴラは 20 ポンドほどでキーンにより購入されたという。<sup>48</sup> マサチューセッツ湾の法律では、この地で生まれた者は親が奴隷であっても主人の所有とはならないので、リチャードとグレイスの娘ツイポラは親の財産を所有する自由黒人ということになる。アンゴラ達への財産分与項目に含まれている家畜はニューイングランドでは西インド諸島への輸出品目でも重要であったので、これを相続することは個人的な資産運用が可能になることを意味した。

また、キーンはジェイムズ・ビッツ (James Bitts) という名前のス

コットランド人定期奉公人を雇っていたが、彼の相続分は20シリングで、アンゴラやリチャードよりもはるかに少ない。<sup>49</sup> キーンにとって、白人定期奉公人よりも、アンゴラやリチャード、グレイスの方がより重要な召使いであったのだろう。親族、友人や白人の召使いに加えて、黒人奴隷に財産を分与したキーンの行為が果たして特異なものであったのかどうかについての判断には他の資料をさらに調べる必要があるが、旧約聖書におけるユダヤ人の奴隷に対する扱いを規範にしていたとすると、奴隷や召使いには旧約聖書的な家父長主義により対応していたのだと判断できる。

## おわりに

本稿では第一世代ボストン商人ロバート・キーンを中心に商人とピューリタン倫理の関係について検証した。ここで明らかになったのは、マサチューセッツ湾植民地建設初期のピューリタン倫理とは、第一に、契約の内側の人々により共有され、集団内部の規範となる公的性格の強いもので、集団外部に適用あるいは要求されたものではないということである。第二に、この倫理は新旧両約聖書の教え、特に旧約聖書中のイスラエルの律法を規範とした原初主義の特徴を持つ。こうした「聖書原初主義」は、改革主義プロテスタントの特徴である一元的世界観と道徳的影響による社会改革ヴィジョンにその源泉がある。

初期の指導者、ジョン・ウインスロップやジョン・コットンの関心の焦点は改革主義プロテスタントの道徳的影響が行き渡る聖書共同体建設であった。よって、構成員には共同体において聖書に基づいた倫理を尊重することが求められた。ベイリンやヴァレリは個人的道徳規範のレベルでカルヴァン主義の教義に則ったピューリタン倫理が働いていたのだとする。確かに個人の回心体験告白による教会や共同体への帰属を重視したニューイングランド・ピューリタンには自律的な自己判断に基づく倫理の強調があったことは充分想定できる。しかし、それに増して契約集団内部における公的倫理がなによりも重視されていたことをキーンの事例は示す。ここで取り上げた「公正価格」裁判で示されたように、「公平性」を重んじる共同体倫理が個人を制した。キーンの裁判で問題となった「公正価格」は、ウインスロップやコットンの理解に見られるように、「市場価格」と対抗的なものではなく、

資本主義と連結していく素地は植民当初よりすでであった。こうした倫理規範が適用されたのは地域市場で、共同体の「公平性」を犯すほどの儲けを得た場合は、商人は批判の標的とされた。共同体参画を表明した者には聖徒としての歩みが求められたが、これは改革主義プロテスタントが強調する聖書主義や、極めて字義的な聖書解釈に基づく倫理規範を基にしたものであった。

こうした「聖書原初主義」的倫理はウインスロップやコットンにより、マサチューセッツ湾の法律や教会政治に組み入れられて、共同体形成の基盤とされたのである。インディアンや黒人奴隷が各家庭で所有された場合も、旧約聖書中にある異邦人の奴隷と似たように扱われ、家長の保護の対象として家族内に位置づけられた。また、時には白人定期奉公人よりも重んじられる存在となった場合があることも、キーンの遺言状は示している。<sup>50</sup>

## Notes

本稿は、2013年6月22日、聖学院大学で開催された第8回ピューリタニズム学会研究大会における自由論題口頭発表「マサチューセッツ湾植民地におけるピューリタン倫理と奴隷保有——Robert Keyne, “The Last Will and Testament” (1653)を中心に」を論文の形にまとめたものである。

- 1 Bernard Bailyn, ed., *The Apologia of Robert Keyne: The Last Will and Testament of Mr. Robert Keyne, All of It Written with My Own Hands and Began by Me, Mo; 6:1:1653, Commonly Called August, The Self-Portrait of a Puritan Merchant* (Gloucester, Mass.: Peter Smith, 1970), 43. 以下、注では *The Apologia of Robert Keyne*、本文中は『遺言書』と表記する。
- 2 Bernard Bailyn, *The New England Merchants in the Seventeenth Century* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1979), 17.
- 3 *Ibid.*, 18.
- 4 *Records of the Company of the Massachusetts Bay, to the Embarkation of Winthrop and His Associates for New England, as Contained in the First Volume of the Archives of the Commonwealth of Massachusetts* (Cambridge: Bolles and Houghton, 1850) in *Transactions and Collections of the American Antiquarian Society*, Volume III (Boston: Printed for the Society, 1857).
- 5 *Records of the Company of the Massachusetts Bay*, xviii.
- 6 Bailyn, *The New England Merchants in the Seventeenth Century*, 19.
- 7 *Ibid.*, 20-23.
- 8 奴隷貿易の最盛期 1676 年から 1802 年にかけてニューイングランドに到着した奴隷はおよそ一万人と少ない。交易船に積み込まれたアフリカ人の多くは西インド諸島で売却された。エルティス、リチャードソン『環大西洋奴隷貿易歴史地図』（東洋書林、2012 年）、215 頁。
- 9 John Winthrop, *Winthrop's Journal, "History of New England," 1630-1649*, vol. 1, ed. James Kendall Hosmer (New York: Charles Scribner's Sons, 1908), 315. 以下、注では *Winthrop's Journal*、本文中は『日

- 誌』と記す。Bailyn, *The Apologia of Robert Keayne*, 52-53.
- 10 E. P. Thompson, “The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century,” *Past & Present* 50 (February 1971): 76-136.
  - 11 Winthrop, *Winthrop’s Journal*, vol. I, 316.
  - 12 *Ibid.*, 317.
  - 13 *Ibid.*, 318.
  - 14 「反律法主義論争」とも訳される。1636～38年、「義認」(justification)と「聖化」(sanctification)の関係、「自由恩恵」(free grace)の解釈をめぐってマサチューセッツ湾植民地で起きた論争。その中心となったアン・ハチンソン (Anne Hutchinson, 1591-1643) が裁判の結果追放されることで論争は一応の終結をみる。Winthrop, *Winthrop’s Journal*, 195-207; “A Short Story,” 241-55. 裁判史料と詳細な経緯については以下参照、David D. Hall, ed., *The Antinomian Controversy, 1636-1638: A Documentary History* (Durham, NC: Duke University Press, 1990).
  - 15 Bailyn, *The Apologia of Robert Keayne*, 5.
  - 16 *Ibid.*, 6.
  - 17 市場や公共施設を配したタウン・ハウスはキーンの遺言通り 1658年に建設され、地方と都市とを結ぶ商業ネットワークの場として用いられた。水道設備に関しては、実現には至らなかった。
  - 18 Bailyn, *The Apologia of Robert Keayne*, 47.
  - 19 *Ibid.*, 60.
  - 20 *Ibid.*, 49.
  - 21 Bailyn, “Introduction,” *The Apologia of Robert Keayne*, xi.
  - 22 1503年にロイヤル・チャーターを得てロンドンで結成された仕立て屋とリネン取引商人を中心とする組合。正式名称は The Gild of Merchant Taylors of the Fraternity of St. John the Baptist in the City of London.
  - 23 Mark Valeri, *Heavenly Merchandize: How Religion Shaped Commerce in Puritan America* (Princeton: Princeton University Press, 2010), 27.
  - 24 Bailyn, *The Apologia of Robert Keayne*, 89.
  - 25 Winthrop, *Winthrop’s Journal*, vol. I, 315.
  - 26 John Winthrop, “Christian Charity, A Model Hereof,” ed. David D. Hall, *Puritans in the New World: A Critical Anthology* (Princeton: Princeton University Press, 2004), 166. 和訳、遠藤泰生編『史料で読むアメリカ文化史1』、大西直樹訳「ジョン・ウィンスロップ『キリスト教的慈愛のひな形』」(東京大学出版会、2005年)、90ページ。
  - 27 キーンの『遺言書』中で「公平性」(equity)という単語は例えば51、52、59、60ページ等、自身の行為の弁明の箇所と比較的多く用いられている。
  - 28 David D. Hall, *A Reforming People: Puritanism and the Transformation of Public Life in New England* (New York: Knopf, 2011), 128. 大西直樹訳『改革をめざすピューリタンたち——ニューイングランドにおけるピューリタニズムと公的生活の変貌』(彩流社、2012年)、154ページ。
  - 29 Theodore Bozeman, *To Live Ancient Lives: The Primitivist Dimension in Puritanism* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1988)、第5章中の“According to Their Equity: The Mosaic Law and Legal Reform”の項参照。
  - 30 Winthrop, *Winthrop’s Journal*, vol. I, 316.
  - 31 *Ibid.*, 316.



- 32 Ibid., 317-18.
- 33 有江大介『労働と正義——その経済学史的検討』（創風社、1994年、改訂版）第二章「トマス・アクィナスの『交換的正義』と『公正価格』」。特に99ページ、注13参照。ステイーヴン・イネスは、アクィナスもニューイングランド・ピューリタンも「公正価格」を「市場価格」（その地域の市場における）としている点において共通していると論じる。Stephen Innes, *Creating the Commonwealth: The Economic Culture of Puritan New England* (New York: Norton, 1995), 166-67.
- 34 Innes, *Creating the Commonwealth*, 168.
- 35 Ibid., 184.
- 36 Bailyn, *The Apologia of Robert Keayne*, 1.
- 37 アン・ハチンソンは「聖化」は「義認」の証拠とはならないとし、ジョン・コットン以外のピューリタン牧師達を「恩恵の契約」（Covenant of Grace）ではなく「業の契約」（Covenant of Work）を教えると批判したとウィンスロップは記録している。Winthrop, *The Winthrop's Journal*, vol. I, 195-96.
- 38 Valeri, *Heavenly Merchandize*, 42-43.
- 39 Bailyn, *The Apologia of Robert Keayne*, 2.
- 40 Ibid., 3.
- 41 *To Live Ancient Lives* の第5章 “Political Mimesis: The Good Ruler and ‘Moses His Judicials’” 参照のこと。マサチューセッツ湾の二つの法体系は1641年制定された「自由集成」（“Code of Fundamentals, or Body of Liberties of the Massachusetts Colony in New England”）と1648年制定された「一般法典」（“The General Laws and Liberties”）。
- 42 Richard J. Ross, “The Career of Puritan Jurisprudence,” *Law and History Review* 26, no.2 (Summer 2008): 240.
- 43 “. . . and to make laws and ordinances for the good and welfare of the saide Company, and for the government and ordering of the saide lands and plantation, and the people inhabiting and to inhabite the same, as to them from tyme to tyme shallbe thought meete. Soe as such laws and ordinances be not contrarie or repugnant to the laws and statute of this our realm of England.” Nathaniel B. Shurtleef, M.D., eds., *Records of the Governor and Company of the Massachusetts Bay in New England*, vol. I (Boston: From the Press of William White, 1853) 所収 “The Charter of the Colony of the Massachusetts Bay in New England,” 12.
- 44 George H. More, *Notes on the History of Slavery in Massachusetts* (New York: D. Appleton & Co., 1866), 12-13.
- 45 Ibid., 18.
- 46 Ibid., 13.
- 47 Lorenzo Johnston Greene, *The Negro in Colonial New England, 1620-1776* (New York: Columbia University Press, 1942), 168.
- 48 Melinde Lutz Sanborn, “Angola and Elizabeth: An African Family in the Massachusetts Bay Colony,” *The New England Quarterly* 72, no. 1 (March 1999): 120.
- 49 Bailyn, *The Apologia of Robert Keayne*, 91.
- 50 マサチューセッツ湾植民地において奴隷貿易が倫理的問題として最初に提起されたのはサミュエル・シユアール（Samuel Sewall, 1652-1730）による *The Selling of Joseph* (1700) においてである。本稿で扱った17世紀中期のピューリタン・マサチューセッツでは、他の英領植民地と同じく、奴隷貿易の倫理性を問う見解はまだ示されていなかった。